

## 入札件名：高速カラー印刷機及びその付属物の売買契約

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～11から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

## 【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	入札適合条件（適合証明書）
3	契約書案
4	仕様書

## 【中国経済産業局からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （最低価格落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	（様式1）質問状
8	（様式2）入札書 [紙による入札の場合]
9	（様式3）理由書 [紙による入札の場合]
10	（様式4）委任状 [紙による入札の場合]
11	（様式5）見積書

※[http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender\\_notice\\_doc.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html)  
（中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料・2．最低価格落札方式）

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号 5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成 30 年 11 月 15 日

支出負担行為担当官  
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

高速カラー印刷機及びその付属物の売買契約

#### (2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号 4）のとおり。

#### (3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（資料番号 6、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 平成 28・29・30 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

#### (3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

### 3. 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

資料番号 1～11 のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、紙配布は行わないので注意すること。

#### ア. 表紙及び資料番号 1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO 対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

なお、紙配付は行わないので注意すること。

イ. 資料番号5～11

中国経済産業局のホームページから必ずダウンロードすること。

[http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender\\_notice\\_doc.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html)

(2) 質問期限

平成30年12月6日(木) 17時00分

仕様書、入札適合条件(適合証明書)等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号7)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(3) 入札適合条件(適合証明書)の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提出期限

平成30年12月7日(金) 17時00分

イ. 提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて入札適合条件(適合証明書)(資料番号2)を提出すること。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、入札適合条件(適合証明書)及び様式3理由書(資料番号9)を紙により提出(持参)すること。

(4) 入札の日時、場所及び方法等

ア. 入札の日時及び場所

平成30年12月14日(金) 14時00分

中国経済産業局 地方連絡室(広島合同庁舎2号館2階)

※電子調達システムにより電子入札を行う場合は、平成30年12月14日(金)10時00分までに入札を行うこと。

イ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

上記ア.の記載の日時まで、政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

[紙による提出]

上記ア.記載の日時及び場所にて、入札箱へ様式2入札書(資料番号8、以下「入札書」という。)を投入すること。

ウ. 開札の日時及び場所等

開札は、中国経済産業局 地方連絡室(広島合同庁舎2号館)にて入札後直ちに行う。

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

#### エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式4委任状（資料番号10）を提出すること。
- ・提出した入札適合条件（適合証明書）及び入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・入札に要する費用は入札者の負担とする。

#### (5) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（3）イ. 及び（4）イ. においてのみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

#### 4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

#### 5. 落札者の決定方法

入札心得第13条から第15条に基づき落札者を決定する。

#### 6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

#### 7. 見積書及び契約書

##### (1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式5見積書（資料番号11）を参考とすること。

##### (2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号3）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

#### 8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

#### 9. 問合せ先

##### (1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL [https://www.geps.go.jp/contact\\_us](https://www.geps.go.jp/contact_us)

##### (2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 総務企画部 会計課

担当者：酒井

電話：082-224-5622 (ダイヤルイン)

FAX：082-224-5640

E-mail：sakai-yasushi@meti.go.jp

## 適合証明書

年 月 日

支出負担行為担当官

中国経済産業局 総務企画部長 殿

住 所

社 名 等

代表者名

印

高速カラー印刷機及びその付属物の売買契約に係る一般競争に参加したく、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること及び仕様書等に基づき確実に業務を履行することを併せて誓約し、申請します。

また、経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26付け38会第391号）により、平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域に「中国」が選択されていることを証明します。

(添付書類)

資格決定通知書の写し

1部

※なお申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者の場合はそれを証するものを添付すること。

# 中国経済産業局物件売買契約書

資料番号 3

支出負担行為担当官中国経済産業局総務企画部長 ○○ ○○ (以下、「買主」という。)と、○○ 代表者 ○○ ○○ (以下、「売主」という。)は、中国経済産業局物件売買契約心得及び以下により売買契約を締結する。

なお、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

## 記

件名 高速カラー印刷機及びその付属物

契約金額 金○○○円  
(消費税額及び地方消費税額○○○円を含む)

納入物 (※決定後、品名および付属オプション名を記入する)

納入場所 仕様書3. のとおり

納入期限 平成31年1月31日

その他 約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、買主、売主それぞれ1通を保有する。

平成30年 月 日

買主 広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

売主 住所  
会社名  
代表取締役 ○○ ○○

# 中国経済産業局物件売買契約心得

(適用)

第1条 本契約条項は物件の売買契約に適用する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 売主は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を買主の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 売主が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、売主が買主に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、買主は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、売主から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が買主に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 買主は、承諾のときにおいて本契約上売主に対して有する一切の抗弁について留保すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属又は行使を害することを行わないこと。

(3) 買主は、売主による債権譲渡後も、売主との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら売主と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて売主が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、買主が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、買主が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(給付完了の通知)

第3条 売主は、本契約により行うこととされた全ての給付が完了したときは、その旨を直ちに買主に通知しなければならない。



(給付完了の検査の時期)

第4条 買主は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

(かし担保責任)

第6条 買主は、給付物件の引渡しが終わった後でもかしがあることを発見したときは、売主に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

3 売主が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、買主は、売主の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(対価の支払)

第7条 買主は、売主から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 買主が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終らないときは、買主は、違約金として延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額を徴収することができる。

(契約の解除)

第10条 買主は、売主が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと買主が認めるとき。

- (2) 売主が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、売主又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、売主が本契約条項に違反したとき。

#### (損害賠償)

第11条 買主は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

#### (契約の公表)

第12条 売主は、本契約の名称、契約金額並びに売主の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

#### (紛争の解決方法)

第13条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、買主と売主との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、買主と売主との協議により決定するものとする。

### 特記事項

#### 【特記事項1】

##### (談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 買主は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、売主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

- (2) 本契約に関し、売主の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

- (3) 本契約に関し、売主（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確

定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 売主は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを買主に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 売主が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散しているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 売主が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

## 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 買主は、売主が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 売主は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 買主は、売主が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 買主は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより売主に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 売主は、買主が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、買主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 売主が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として買主の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散しているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 売主が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 売主は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買主に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上

## 高速カラー印刷機及びその付属物の売買契約仕様書

1. 納入物：高速カラー印刷機及びその付属物
2. 数量：1式
3. 納入場所：中国経済産業局産業部（広島合同庁舎2号館3階）印刷室
4. 納入期限：平成31年1月31日
5. 納入物品仕様

理想科学工業株式会社製 ORPHIS FW5230（付属物：OR スキャナ HS7000（専用台付）、OR フィニッシャーMII）と同等以上の性能を持つもので、付属品等を装着した状態で以下の仕様を満たすもの。なお、以下の仕様を満たすために必要な付属物等一切を含むものとする。

### (1) 外形寸法

幅 2,500mm、奥行 850mm、高さ 1,400mm 以下であること。

### (2) プリント方式

ライン型インクジェット方式（速乾性の耐水性・耐光性顔料インクを使用すること）

### (3) カラー対応

フルカラー

### (4) プリント解像度

300dpi×600dpi 以上

### (5) 用紙サイズ

最大：A3W サイズ以上、最小：はがきサイズ以下

### (6) プリント領域

最大：310mm×544mm 以上

### (7) 印刷速度（A4 横）

ファーストプリント 5 秒以下

片面：120 枚／分（カラー・モノクロ問わず）以上

両面：60 枚／分（カラー・モノクロ問わず）以上

### (8) 用紙厚（重さ）

46 g/m<sup>2</sup>～210 g/m<sup>2</sup>以上

### (9) 給紙容量

各トレイ 500 枚以上で 2 段以上トレイ内臓のこと、また 1,000 枚以上の給紙台があること。

(10) 自動原稿送り装置

A4 サイズ 70 枚/分以上

(11) 拡大・縮小

等倍、拡大、縮小可

50～200%の範囲で、かつ、1%刻みでのズーム設定可

(12) 両面印刷

片面原稿から両面印刷可

両面原稿から両面印刷可

(13) ソート機能

ページごと、部ごとでのソート可

(14) プリント機能

LAN接続により、プリンターとして使用可能

(15) プリントコスト

印刷1枚にかかる費用（用紙代・保守料を除く）は、ISOに基づく測定方法によって算出した場合、定価でカラー2円、モノクロ0.6円以下

(16) 対応用紙

普通紙、再生紙、専用紙に対応

(17) スキャナ機能

モード：カラー、モノクロ、オートモード装備

用紙サイズ：最大A3サイズ以上

自動原稿送り装置：両面同時読取で、原稿読取速度が70頁/分以上

(18) ステープル機能

枚数：最大100枚以上

位置：フロント側1カ所、リア側1カ所と中央2カ所のステープルが可能であること

冊子：中綴じは最大15枚（60頁以上）、二つ折りは最大5枚（20頁以上）

(19)パンチ機能

2穴、4穴

(20) インターフェース

Ethernet：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 2ポート、USB2.0

(21) 対応 OS

Windows 7/8.1/10/Server2008/Server2012/Server2016、

MacOS X 10.8/10.9/10.10/10.11/10.12/10.13、

Linux

(22) 電源

AC100V

## (23) 消費電力

最大消費電力 1.5kw 以下

## (24) 環境性能

- ・国際エネルギースタープログラムの基準に適合すること。
- ・グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定）の「5. OA機器5-2プリンター等」の判断基準を満たすこと。
- ・エコマーク認定に適合していること。

## 6. 保証期間

6 か月以上の保証期間を設けるものとし、保証期間中は以下の対応を可能とすること

- ・点検・整備複写機を常時正常な状態で使用できるように技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備（以下「点検等という。」）を行うこと。
- ・複写機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。
- ・報告等点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に当局係官に報告を行う。
- ・なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。

## 7. その他

- ・物品の納入にあたっては、当局担当者の指示に従い、設置を行い、各オプションを取り付け、納入後直ちに使用できる状態とすること。
- ・ネットワーク及びクライアントパソコンへの接続、ドライバのインストールを行い、これらについて動作確認を行うこと。
- ・印刷機の設置にあたり、印刷機を有線 LAN に接続すること。
- ・事前に印刷機のMACアドレスを通知すること。事前に通知できない場合は、LAN 接続設定は後日行うこと。
- ・必要なソフトウェア（ドライバ等）がある場合は提供すること。
- ・機器の納入設置及び運搬、養生に係る費用を含め、本仕様に係る物品購入費用の一切を含むものを購入価格として契約する。なお、代金の支払いについては、全ての機器が納品され、それらの動作確認が終了し、当局の確認検査が終了した後、振込にて支払われるものとする。
- ・納入後、瑕疵のあるものが発見された場合には、受注者の責任において代品を速やかに納品すること。
- ・既存の高速印刷機（理想科学工業 ORPHIS HC5500）及び付属物 2 式を引取り、適正



に処分し、マニフェストの写しおよび適正に処分した旨の報告書を提出すること。（報告書の様式は各社任意の様式とする。）

- ・ 本件の履行に関して、疑義が生じた場合は当局担当者の指示を受けるものとする。

## 8. 保守及び消耗品の供給に求められる要件

保守及び消耗品の供給について、契約を結ぶ場合、以下の条件により可能であること。

- ・ 保証期間終了後に契約を結ぶ際に、年間の保守料金の設定しかない場合は、契約年度の3月末までの保守料金を月割り及び日割りにて算出した金額にて契約を結ぶこと。
- ・ 点検・整備複写機を常時正常な状態で使用できるように技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備（以下「点検等」という。）を行うこと。
- ・ 複写機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
- ・ 点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に当局係官に報告を行うこと。
- ・ 点検等終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。
- ・ 消耗品の供給複写機に必要なトナー等の消耗品(用紙を除く、以下同じ)は、当局からの要求で供給を行う場合は、迅速に供給すること。
- ・ 年間 540,000 枚（月平均 45,000 枚）使用すると仮定した場合の保守料金（インク代を除く）が 30 万円／年間を超えないこと。
- ・ 安全管理機器の設置、保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。
- ・ 当局の施設・設備に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、当局担当職員の指示によりこれを完全に修復しなければならない。
- ・ 保守のために必要な電力、トナー等の消耗品は当局より提供する。

なお、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において準備すること。

以上